

## あま市水道事業等審議会議事録（第3回）

- 1 日 時 令和8年5月13日（水）午後2時～3時30分
- 2 場 所 あま市役所 2階 B会議室
- 3 区 分 公開（傍聴人 0名）
- 4 出席委員 6名
- 5 欠席委員 1名
- 6 事務局 6名
- 7 部長あいさつ、会長あいさつ
- 8 議事

### ◎会長

「(1) 前回までの審議会の内容について」及び「(2) 料金改定水準(案)の再算定」について、合わせて事務局から説明をお願いします。

### ●事務局

それでは、第3回あま市水道事業等審議会について、ご説明いたします。議事は4点ございます。1点目は「前回までの審議会の内容について」、2点目は「料金改定水準(案)の再算定」、3点目は「水道料金体系(案)の提示」、最後に「今後の予定」でございます。

それでは、「前回までの審議会の内容について」をご説明いたします。

始めに、あま市水道事業の現状についてです。あま市水道事業では、県営水道料金の値上げによる受水費の増加等により費用が増加し、経営が悪化しております。令和6年度には経常損益がマイナスに転じ、そのあとも赤字が続く見込みとなっております。

次に、水道料金の基本的な考え方についてです。適切な水道料金を算定するにあたり、総括原価方式により算出しました。総括原価方式とは、事業の維持・運営に必要な費用である総括原価を算定し、それに見合った額を水道料金として定める方法となります。

次に、水道料金の不足額についてです。総括原価方式により、水道料金不足額が3億円ということがわかり、今回の水道料金改定で現行料金収入から、3億円以上増加する必要があることがわかりました。ここまでが前回までの審議会でご説明させていただいた内容となります。

続きまして、「料金改定水準(案)の再算定」についてご説明いたします。

それでは初めに、算定方法の見直しについて説明します。前回の算定方法についてご審議いただいた結果、前回算定の課題点として、資産維持費をみこんでいないことや、物価上昇の見込みに不十分な点があることがわかりました。そのため、解決方法として資産維持費を見込み、また、物価上昇についても、内閣府発表の中長期の経済財政に関する試算を用いて再算定を行いました。

資産維持費についてご説明いたします。資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び水道施設更新のための原資として、事業内に内部留保し、再投資されるべき額となります。水道施設更新の際には、取得時とくらべ物価上昇や機能向上等により増加することとなります。この増加分を、資産維持費として計上することになります。

続きまして、資産維持費の算出方法についてご説明します。資産維持費は、水道料金算定要領により、対象資産×資産維持率で計算されます。資産維持率については、各水道事業者により適正な水準となるよう決定することになっており、水道料金算定要領では3%が標準とはなっておりますが、本市の事業規模から考えるに、資産維持費が過大な費用となるため、適正な資産維

持率を検討することとします。

資産維持率の適正な水準を検討するにあたり、料金回収率を考慮しました。料金回収率とは、水道水1 m<sup>3</sup>あたりの価格と給水にかかる費用の割合となっており、100%を下回ると、給水にかかる費用が水道料金で賄えていないことになります。今回の水準では算定期間の5年後でも100%以上を維持できるもので検討しました。また、上下水道耐震化計画についても考慮しました。上下水道耐震化計画とは、国土交通省が、全国の水道事業者と下水道管理者に算定を要請し、重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を推進する計画であり、この計画を考慮して年間約2,500万円以上蓄えることができるもので検討しました。その結果、資産維持率を0.5%、資産維持費を8,000万円として算出しました。この資産維持費を総括原価の資本費用として計上することとします。

続きまして、物価上昇率や算定期間についてご説明します。前回の試算では、本市の過去実績から上昇率を設定したものであったため、内閣府が公表しているデータを元に物価上昇率を設定しました。また、再算定するにあたり、前回の算定期間は令和8年度から令和10年度となっておりますが、今回の算定期間は令和9年度から令和11年度としております。

再算定をしたところ、3年間の支出である総括原価は24億7,000万円となりました。これは前回算定した総括原価である23億4,000万円と比べて、1億3,000万円増加したこととなります。主な増加要因としては、これまでに説明したとおり、資産維持費、物価上昇率見直しによるものや、算定期間の変更によるものとなります。

算定期間における不足する額についてご説明いたします。現行の水道料金での収入は、令和9年度から11年度までの算定期間を合計すると、20億1,200万円となります。先ほど算出した支出が、24億7,200万円と

なりますので、差し引きすると、4億6,000万円不足することになります。そのため、この不足額を水道料金収入で賄えるように、新しい料金水準を検討する必要があります。

総括原価方式で算出した算定期間3年間の支出は、営業費用が23億6,900万円、資本費用が1億300万円の合計24億7,200万円となり、対して収入は、現行での水道料金収入が18億9,400万円、手数料などのその他収益が1億1,800万円の合計20億1,200万円となります。不足額が4億6,000万円となりますので、この不足額を水道料金で賄うよう料金改定を行う必要があります。

これまでの説明についてまとめさせていただきます。

資産維持費の計上、物価上昇をより考慮した見直し、算定期間の変更により、総括原価を再算定しました。再算定したことにより、料金不足分が4億6,000万円となりましたので、この分が料金改定による収入増加で賄えるよう、新しい料金体系を検討していきます。

◎会長

事務局より「前回までの審議会の内容について」と、「水道改定水準(案)」についてご説明いただきました。これまでのところでご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員

水道料金算定要領で資産維持率は3%が標準とあるところ、今回のあま市の試算は0.5%としていますが、同じような規模の他自治体もそうしていますか。

●事務局

他自治体では0.2%としているところや、1%としているところなど様々ございます。老朽化や各水道事業の地域性によっても変わってくるも

のと思いますので、単純比較は難しいと考えております。あま市では0.5%が適切であると考えております。

○委員

令和16年度までを見て、赤字にならないということで妥当であろうと判断されたということですか。

●事務局

標準の3%であると市民負担が大きくなることも考え、令和16年度まで料金回収率100%を維持できる0.5%が妥当であると判断させていただきました。

○委員

今回の算定で総括原価が24億7,000万円となり、前回算定した23億4,000万円から5%ぐらいの増加となりますが、水道料金は最終的にはどれぐらいのアップとなるのでしょうか。

●事務局

前回の算定ですと、総括原価が3億円不足することから改定率は15.8%となっていました。今回の算定では不足額が4億6,000万円ですので改定率は約24%となります。

◎会長

先ほど委員から、資産維持率の標準が3%のところ0.5%で大丈夫なのかというご質問がありました。資産維持費は内部留保にストックすべきもので、更新に支障がないように積み立てておくべきものですが、それを3%としなくていいものなのかどうか。0.5%でも今のあま市の状況と投資計画を考えると大丈夫なんですよと言えるものなのかどうか。

もう1つ、0.5%でとなった時に、今後老朽化のリスクなどがどんどん高くなってきたりするので、そのままの水準でいけるのかということは、

また今後再検討しなくてはいけないところですが、料金改定をずっとやっていなかったということを踏まえると、まず0.5%に設定し、この水準でも今回の期間の中では差し支えなくできますよということが回答としてはほしいかなと思います。そうすると、あま市の事業規模から考えると過大な費用となるということですが、そこは後に置いておいて、あま市の水道事業において適正な資産維持率を検討しますという回答が好ましいのかなと思いました。そこでいうと、この0.5%で設定しておいてこの投資計画とか今後いろいろと滞りなく行えるというのは、なかなか難しいことは承知しておりますけど、ただ、計画上はこの0.5%の資産維持率を見込んでおけば、計画的には問題なく行われるんでしょうか。

●事務局

資産維持率が0.5%なら、料金回収率は5年くらい維持できると考えて出させていただきました。

◎会長

その5年後まで大丈夫という「5年」には何か意味があるのでしょうか。

●事務局

そのくらいでまた審議会の方で検討していかないといけないのではないかとということで、5年を目標として考えさせていただきました。

◎会長

前回と今回の数字を比べ、支出については物価上昇であったり資産維持費、県水の値上げなどを組み込んでいるということ承知しました。

もう一つ、水道料金については、前回までで算定していた19億2,000万円が18億9,400万円に減少していますよね。ここは1、2回目でご説明いただいた時よりも給水というところがちょっと小さくなったとか、最新のデータを取って検討すると、水道料金収入が減少するみたいなことに

なったのでしょうか。差が約2,600万円ですね。

●事務局

算定期間が令和8、9、10年度から1年延びて令和9、10、11年度となった関係で、給水人口が年々減っておりまして、各世帯の水道使用量も若干減っているということで、水道料金収入が19億2,000万円から18億9,400万円に下がった金額で算定しました。

◎会長

承知しました。なので、この水道料金の不足分が3億円から4億6,000万円に増えたということではありますけど、そのうちの2,600万円分というのは、元の予測する給水人口ですとか一人当たりの給水量を考えると減っていくだろうと。でも、その分も賄わないといけないとのことからその金額でということですね。承知しました。ありがとうございます。

その他、みなさまの方からはいかがでしょうか。

そうしましたら、ただいま事務局から説明いただいたように、資産維持率を0.5%に設定して資産維持費を8,000万円として総括原価の資本費用として計上すること、そして物価上昇率の見込みも公表されているもので設定することによって、修繕費、人件費、委託費等が上がったということで水道料金に関係するのかなと思いますけど、算定期間が変更されたということによって、給水人口ですとか給水量が減少していくというところを推計したということで、水道料金4億6,000万円が不足する分として上がってきている。それらを料金収入で賄うということが必要ですので、料金の改定率は約24%になるということで、みなさまここまでのところをご承知おきいただけますでしょうか。

○委員

仕方ないですね。

◎会長

そうですね。これをこのまま算定期間が先送りになると、この改定率の幅はもっとどこかの段階でぐっと上げなくてはいけなくなり、市民生活に大きく支障をきたすことになると考えられますので、今後計画的に行っていくというようなところも含めて24%ということでご承知いただければと思います。

それではですね、全体で24%上げていく必要があるというところでみなさまにお諮りさせていただきまして、ここからは水道料金の体系ということで、事務局から説明をしていただきたいと思います。では「(3)水道料金体系(案)の提示」についてご説明をお願いいたします。

●事務局

「水道料金体系(案)の提示」についてご説明いたします。

まず初めに、水道料金体系の概要についてご説明いたします。水道料金は、基本料金と従量料金で構成される二部料金制となっております。また、あま市は用途によって異なる料金体系を採用しておりますが、現状すべての用途で同じ料金体系としております。また、従量料金については、水の使用量は多くなるにつれて、単価が高くなる逓増型となっております。

次に、現在の水道料金体系についてご説明いたします。2か月で20m<sup>3</sup>までは基本料金として計算しております。21m<sup>3</sup>からは従量料金となり、水の使用量に応じていただく料金となっております。水の使用量が増えるほど単価が高くなる逓増方式を採用しております。

水道料金体系の改定方針について説明いたします。1点目としては、基本料金と従量料金の割合についてです。先ほどの説明のとおり、水道料金は基本料金と従量料金で構成される二部料金制となっておりますが、その収入割合をどのようにするか検討します。2点目としては基本水量についてです。

この基本水量をどのように設定するか検討します。3点目としては、収入バランスについてです。水道利用者を使用水量ごとに分け、料金収入をどの層から得ているのか分析します。その結果を元に、収入バランスをどのようにするか検討します。この3点を水道料金体系の改定を考える上での基本方針とします。

費用と料金の割合の相違についてご説明します。水道事業の費用の約7割は、水の使用量で変動しない費用である固定的費用が占めております。それに対し、料金の割合は基本料金が約3割となっております。固定的な費用は、性質上基本料金で賄うべきものですが、その全額を基本料金とすると、基本料金が著しく高額となってしまいます。あまりに高い基本料金の割合は、生活水の安価な確保という料金設定の原則に合わないことも踏まえ、基本料金の割合を3割程度に設定することとします。

基本料金と従量料金の割合について、水道料金算定要領により算出したものについてご説明いたします。算出した総括原価から各費用に配分すると、固定的費用が78%、変動的費用が22%となります。これを水道料金算定要領により分解すると、基本料金が31%、従量料金が69%となりました。基本料金の収入割合が高い方が使用量に左右されない安定した収入となり、経営的には望ましい点も考え、少なくとも基本料金の収入割合を31%以上となるように設定することとします。

次に、基本水量の見直しについてご説明いたします。基本水量とは基本料金に一定の水量までの料金を含めるものであり、本市では1期(2か月相当)あたり20m<sup>3</sup>の基本水量を設定しています。しかし、節水努力が報われにくいなどのデメリットがあるため、今回の料金改定には、基本水量を設定しないこととします。

次に、水道利用者の分析についてご説明いたします。あま市では、1か月

の使用量が基本水量以内である10m<sup>3</sup>以下の使用者が31.7%となっております。また、1か月の使用量が20m<sup>3</sup>以下の使用者も含めると、全体の64%となります。これはおおよそ3人世帯が使用する水量となり、本市の大多数が少量使用者と言える状況であります。また、使用水量別の有収水量や料金収入をみると特定の層に偏りはなく、収入バランスは保たれているため、料金改定ではバランスを大きく崩すことのないように設定することとします。

これまでの説明についてまとめさせていただきます。1点目の基本料金と従量料金の割合については、基本料金の割合を31%以上となるよう設定します。2点目の基本水量については、今回の料金改定では設定しないこととしますが、少量使用者の負担が大きくなりすぎないように配慮します。3点目の収入バランスについては、現状のバランスを大きく変動しないように設定します。具体的には、料金単価を特定の単価のみ上げるのではなく、一律で同じ倍率で上げるよう設定します。

基本方針に沿って、案①、②、③を考案しました。案①については、基本料金を50円引き下げた1,050円とし、現在の料金体系で基本水量内となっている1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup>を単価20円、他単価を約32%増加しております。案②については、基本料金は変動なし、1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup>を単価20円とし、他単価を約30%増加しております。案③については、基本料金を100円増加し、1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup>を単価20円とし、他単価を23%増加しております。また、どの案も基本料金の割合を31%以上としております。

次に、各案の料金表の比較についてご説明いたします。各案を比べますと、基本料金を抑えてある案①の方が従量料金の各単価が増加しており、基本料金を上げた案③は、その分従量料金の各単価を抑えているような形となっております。

各案の特徴についてご説明いたします。基本料金の割合については、各案ともに基準である31%を超えておりますが、より高い案③の方が経営安定度は高いといえます。しかし、その分少量使用者への影響度は大きいものとなっております。また、多量使用者への影響度を考えると、従量料金の各単価増加額が大きい案①がもっとも影響度が大きく、増加額を抑えた案③が影響度が小さいと言えます。総じて、現状のバランスを大きく変動しないことも踏まえ、案②が最適であると考えております。

案①の各世帯の影響についてご説明します。案①については、単身世帯の水道料金の増加率は10%と抑えられていますが、使用水量が大きくなるにつれて増加率が増えていき、工場などの100m<sup>3</sup>以上使用するような多量使用者では、増加率は約30%ほどになります。

案②の各世帯の影響についてご説明します。案②については、単身世帯の水道料金の増加率は14.5%となっており、使用水量が大きくなるにつれて増加率が増えてはいきますが、工場などの多量使用者で、増加率27.8%となります。

案③の各世帯の影響についてご説明します。案③については、単身世帯の水道料金の増加率は23.6%と高くなり、2人世帯想定30m<sup>3</sup>では26.1%となります。使用水量が大きくなるにつれて増加率は減少していき、工場などの多量使用者では、増加率23.6%になります。

考案した案①、②、③と、各市町村との比較についてご説明いたします。案①や②の場合、各市町村と比較しましても中央値付近の値となります。他市町村で口径別を採用している団体とも同様に比較しているため、口径別を採用していないあま市が比較的料金が高く見えてしまう点をご留意ください。

続きまして、4人世帯想定で比較した場合です。4人世帯想定の使用量で

は、案①、②、③の差は少なくなります。また、どの案でも各団体の中央値よりは高い値となります。ただし、近隣市町村である津島市、愛西市、蟹江町などと比較した場合、突出して高い水準となっているわけではありません。

これまでの説明についてまとめさせていただきます。料金改定を考えるにあたり、基本料金と従量料金の割合については、算定要領で算出した割合を下回らないように設定し、基本水量は廃止とします。今回考案した3つの案の中では、負担の公平性や、使用量が異なる使用者への影響のバランスがとれており、また、水道事業の経営安定度を考えると、案②が最も望ましい料金改定案であると考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、みなさまからご意見等をいただきたいと思いますので、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

○委員

新しい料金体系案の前提として、1か月の使用水量が20m<sup>3</sup>までの少量の使用者が大多数を占めており、その状況が、収入バランスがよいいためそれを現状維持という感じとなっておりますが、水道料金を増やすと収入バランスがまた変わってくるのではないかと思います。私の認識が間違っているのかもしれないですけど、その辺は変わらないという理解でよろしかったでしょうか。

◎会長

事務局よろしく申し上げます。

●事務局

収入バランスにつきましては、現状のバランスは取れておりますので、これを大きく変えないことによって料金単価は一律で変わりはないように

というような形で想定はしております。

○委員

今までは1 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>までが0円だったのが20円かかりますよというところで、使用水量別料金収入の0 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>のところをもっと増えるのかなというイメージがありました。

◎会長

例えば有収水量をもとに新しい料金体系で推計などはしていますか。

○委員

バランスとか、具体的にはどういう内容なのかなと。この収入バランスの定義の仕方によるのかなと思うのですが。

◎会長

ここでの収入バランスとはどういった意味合いで使われているのでしょうか。

●事務局

これまでは2ヵ月20 m<sup>3</sup>までは基本水量の中に入っておりました。今、料金改定するところは基本水量を廃止しているところがほとんどとなっております。そういった状況をふまえて、基本水量は廃止する方向で考えておりますが、その時に水道使用者の負担が大きくならないようにしたいと考えております。これまで水量が少なかった単身世帯等が非常にあま市の場合多くて、使用水量についても基本的には水量が少ない方に極端に負担がかからないように、バランスをまず崩さないようにということで、少量の方を考慮したという感じです。料金改定したとしてもそれほど大きく変動のないようにさせていただくという、今回はそういった考えでさせていただいております。

◎会長

有収水量とそこから得られる料金収入というのは、有収水量の割合と料金

収入の割合をある程度一致させたいというところを言っているというわけですね。

●事務局

はい。

◎会長

その場合なんて言えばいいですかね。

●事務局

ある一定の、例えば31 m<sup>3</sup>から40 m<sup>3</sup>を使っている世帯があま市の料金収入の中ですごい割合を占めているというような話ではなくて、それぞれの使った水量の料金の収入が全体で大体似通っているようなバランスが取れているというので収入バランスがいいという話になります。その収入バランスというのを料金改定することによって崩してしまう。今、現状でそういったバランスが取れている状況ですので、基本水量を廃止すると変わるのではないかというお話をいただきましたが、基本水量を廃止したとしても、案②の方で考えるとそのバランスは崩れないだろうと、維持できるのではないかということで考えて、このような提案をさせていただいております。

◎会長

そうすると、従量料金の区分や通増度などを大きく変更はしないという話ですね。

●事務局

大きく変更はしない方針で考えております。

◎会長

そうすると、それらしい言葉にしておいた方がいいのではないのでしょうか。従量料金区分とか従量料金による差とか。そういった言葉に直される方がいいかと思います。ただ、今回は従量料金のところを考えると、現状維持だから

一律であった方が望ましいのではないかと。なので、その辺を変更していただくといいかなと思います。

●事務局

ありがとうございます。

○委員

この質問が適しているかどうかわかりませんが、これは一般家庭のお話でありますよね。例えば、生活困窮者とか生活保護とか私ども扱っておりますけれども、そういう方に対しての値引きとか、特別なものってのは考えていらっしゃるのか。これが全部の方に波及するっていうか、生活困窮者に対してもこの割合で水道料金が上がるということですか。

●事務局

そういうことになります。今回の案の場合、全体の平均改定率は24%となりますが、少量使用者に極力負担が少ないような形でのバランスにはさせていただいたつもりです。

○委員

生活困窮者もたくさんいらっしゃいますので、そこら辺も考えていただきたいと私は思っております。よろしく申し上げます。

○委員

名古屋市を見ると、少量使用者のところは相当上がっているんですね。だからやっぱりあま市さんは考えてやっていただいたのかなと。私が一番気にしているのは、甚目寺地区。美和、七宝だけがどれくらい増えるのっていうところを聞かれたら、どうやって答えるんですかね。甚目寺が低いんですね。名古屋市の料金ですから。

●事務局

そうですね。実際に、給水人口が名古屋市の場合は約240万人。美和、

七宝ですと4万人くらいですので、そこが全然違います。これまで積み上げてきたものも全然違いますし、歴史の長さも違ってきます。

○委員

例えば、口径13mmで何㎡使用なら、今回あま市はいくらになりますよっていうのはあるのでしょうか。1,000円くらい違うのですか。

●事務局

案②の場合ですが、今回の料金改定になると大体平均500円前後、名古屋市より上がってくるという形になります。

○委員

もともと高いので仕方がないと言えば仕方がないのですが、そのあたりをうまく説明されないと、同じあま市に住んでいてそんなに違うのかとなりますよね。

●事務局

それが課題となっております。

○委員

もっと言うなら、甚目寺のほとんどが市街化区域なんですね。美和、七宝は調整区域ばかりなので、これからはどんどん減ってきますよね。それこそどんどん美和、七宝だけ水道料金が上がっていくというふうに見えてしまいますよね。これも、例えば、そんなこと言う必要はないのかもしれないですけど、他と合体させる、そういう例ってないですか。東の方だと昔から共同企業体みたいにやっているような記憶がありますが。

●事務局

近くですと海部南部水道企業団が、弥富市や愛西市などが一緒になっていますが、水道料金は県内で見ると価格は上の方となっています。そういった共同でやっているところが必ず安価で供給できるとは限らない状況となっ

ております。

○委員

そうなんです。海部南部って給水人口がどれほどかわからないけど。

●事務局

弥富市と飛島村などがそちらの管轄になります。

○委員

人口はあま市より多いですか。

●事務局

46,000人よりは多いと思います。そちらの方もはるかに調整区域と  
か多いと思います。

○委員

範囲が広いから設備費にお金がかかっている。

●事務局

そうだと思います。1kmあたりの給水人口は少ないと思われま

○委員

名古屋市の水道と一緒にしてもらったら安くなるのでは。

●事務局

そういった意見もいろいろありますが、現実的には難しいです。

○委員

いろいろ説明いただいた中で、これをさらっと資料が間違いないというふ  
うに理解して読んでいけば仕方がないかと思えますね。

●事務局

他市町の状況につきましては、料金改定を進めているところはどんどん増  
えています。今後、グラフの変動っていうのはどんどん変わってくると思  
います。あま市としても遅れないようにということで、今回検討させていた

いております。

◎会長

他のみなさまはいかがでしょう。そうしましたら、事務局から案①、②、  
③とご提示いただいて、その中で案②が最適なのではないかと投げかけをい  
ただいとところですが、案②が望ましいというところでみなさまご了解いた  
だけますでしょうか。

○委員

はい。

◎会長

ありがとうございます。そうしますと、本日の審議事項としましては、料  
金改定するということで約24%、そして、料金体系としましては、事務  
局の示していただいた案②が適切ではないかというところで、審議会として  
は回答させていただきたいと思っております。

本日の全体を通して、みなさまからご意見などありましたらお願いいたし  
ます。

そして、また次回、答申案を提示していただいて、次々回に答申をさせて  
いただくということなので、答申にこんなメッセージを込めた方がいいので  
はないかとか、そういうところがありましたら、本日いただいても結構です  
し、また適宜事務局の方にいただいても結構だと思います。ちなみに、この  
答申案については、次の開催が6月19日と決まっていますけれど、その場  
で見せていただくということですか。

●事務局

本日の内容をふまえて作成したものを次回ご提示させていただきまして、  
そこでさらにご意見をいただきましたら変えていけたらと考えております。

○委員

あま市の中で差が出るのはどうかと思うので、今後はそれも検討していただきたいです。

◎会長

ありがとうございます。そういった意見も含めて適切な説明をしていただく形で答申には書かせていただくのがいいのかなとは思いました。またそういったことも含めて、答申にどんな内容を含めていくべきかなど、こういった内容が必要なんじゃないかというところがありましたら、事務局までいただければと思います。

他はいかがでしょうか。何かございますか。

そうしましたら、最後でございますが、今後の予定について事務局からご説明お願いいたします。

●事務局

それでは、今後の審議会の日程について説明させていただきます。先ほどもお話がありましたように、第4回につきましては、令和8年6月19日、午後2時からの開催予定となっております。こちらの方は答申案を提示させていただきますので、またご審議いただければと考えております。

第5回につきましては、令和8年7月10日の午後2時から開催予定となっております。第4回でご審議いただいた内容を踏まえて答申予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上となります。

◎会長

ありがとうございます。ただいまの今後の予定につきまして、みなさまの方から何かございますか。

それでは、議事の方は以上とさせていただきます。

●事務局

それでは、第4回の審議会は、6月19日金曜日の午後2時から、同じこ

ちらの市役所の方を予定しております。また後日、改めて開催通知および答申（案）等の資料をお送りいたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。以上となります。

◎会長

以上をもちまして、第3回あま市水道事業等審議会を閉会いたします。みなさま、建設的なご議論ありがとうございました。それでは事務局にお戻りさせていただきます。

●事務局

本日は大変お疲れ様でした。お帰りの際はお気をつけてお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。